

# 人事行政の運営などの状況を公表します

市職員の給与をはじめ、人事行政の運営などの概要についてお知らせします。

■人事課(内線271)

## 1 職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成22年		
一般行政	議会	8	8	0	
	総務	150	145	5	国体推進課の設置など
	税務	37	37	0	
	民生	86	85	1	生活保護担当職員の増員
	衛生	51	52	△1	清掃担当職員の退職不補充
	労働	0	0	0	
	農林水産	35	36	△1	
	商工	15	16	△1	企業誘致担当職員の減員
	土木	56	56	0	
	小計	438	435	3	
行特別	教育	65	66	△1	調理員の退職不補充
	小計	65	66	△1	
会計	病院	2	3	△1	病院担当職員の減員
	水道・下水道	55	55	0	
	その他	69	70	△1	工業用水道担当職員の減員
	小計	126	128	△2	
	合計	629	629	0	

※職員数は、一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員は含みません。

## 2 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度人件費率
平成22年度	92,201人	386億7,100万円	52億2,217万円	13.5%	14.9%

※人件費には、特別職の報酬や共済組合の事業主負担金なども含まれます。

※人口は、平成23年3月31日現在のものです。

## 3 職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				一人あたり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成22年度	501人	21億7,922万円	3億2,140万円	7億9,405万円	32億9,467万円	658万円

※職員手当には、退職手当は含みません。職員数は平成22年4月1日現在の人数です。

## 4 平均給料月額および平均年齢 5 初任給

一般行政職		一般行政職	
平均給料月額	平均年齢	初任給	採用2年後の給料額
350,000円	44歳7か月	172,200円	185,800円
		140,100円	149,800円

※一般行政職とは、一般事務職、建築や土木などの技術職などをいいます。

## 6 経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
		平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	279,157円	35歳4か月	335,700円	38歳5か月	368,257円	43歳3か月
	高校卒	213,650円	30歳0か月	291,133円	35歳5か月	340,500円	39歳1か月

## 7 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	一般職員	一般職員	主査	係長・主査	課長	部長	—
職員数	43人	15人	32人	237人	52人	16人	395人
構成比	10.9%	3.8%	8.1%	60.0%	13.2%	4.0%	100%
1年前の構成比	5.9%	5.2%	11.3%	60.6%	12.4%	4.6%	100%

## 8 職員手当の状況

期末・勤勉手当			退職手当		
(平成22年度支給割合)			(平成23年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		自己都合による	勸奨・定年による
6月期	1.25月分	0.7月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
12月期	1.35月分	0.65月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
計	2.60月分	1.35月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
※職務上の段階、職務の級などによる 加算措置有(5%、10%または15%)			最高限度	59.28月分	59.28月分
			※役職に応じた調整額の加算有 月額16,700円～33,350円(4段階)の60月分		

※期末・勤勉手当は、一般にボーナスといわれているもので、給料(期末手当は給料に扶養手当を加えた額)に上表の支給割合を乗じた額が支給されます。

## 9 特別職の報酬などの状況(金額:平成23年4月1日現在)

区分	市長	副市長	議長	副議長	議員
給料または報酬	930,000円	753,000円	493,000円	419,000円	400,000円
期末手当	(平成22年度支給割合) 6月期…1.45月分 12月期…1.50月分 計 2.95月分				

## 10 職員の分限および懲戒処分の状況

区分	内 容	平成22年度の状況
分限	分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。	休職 11件 いずれも心身の故障による
懲戒	懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	戒告 1件 減給 10件 免職 1件

## 11 職員の福祉の状況

区分	実施主体	内 容
共済制度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等に関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険、厚生年金などに相当します。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。

## 12 研修の状況

区分	目 的	研修名	受講者数
階層別研修	階層・年齢に応じた基本的役割の認識や職務遂行に必要な知識を習得する。	新規採用職員研修、中都市中堅職員研修など17講座	210人
専門研修	多様化する行政ニーズを的確に捉え、専門的な知識の習得や実践的な業務遂行能力を習得する。	法制執務研修、メンタルヘルス研修など78講座	461人

## 13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度 該当なし

## 14 不利益処分に関する不服申立ての処理状況

平成22年度 該当なし